

議案第 77 号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 12 月 20 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町手数料条例の一部を改正する条例

大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通	450	
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件	350	1証明事項1件とする。
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部	1通	750	

を証明した書面の交付手数料			
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件	450	1証明事項1件とする。
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通	350	
		1,400	法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	1件	350	1書類1件とする。

」

を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本	1通	450	
--	----	-----	--

の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料			
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件	350	1証明事項1件とする。
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄	1件	400	1戸籍電子証明書提供用識別符号1件とする。

本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	1通	750	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件	450	1 証明事項 1 件とする。
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組	1件	700	1 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件とする。

<p>織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付手数料、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	1通	350 1,400	法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	1件	350	1書類又は1届書等情報の内容を表示したものの1件とする。

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
手数料の種類	単位	金額	備考	手数料の種類	単位	金額	備考
大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付の手数料	略	略	略	大口町印鑑条例（昭和51年大口町条例第1号）第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付の手数料	略	略	略
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通	450		戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通	450	
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件	350	1 証明事項1件とする。	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1件	350	1 証明事項1件とする。

新			旧				
戸籍法第120条1 の3第2項の規定 に基づく戸籍電子 証明書提供用識別 符号の発行手数料 (情報通信技術を 活用した行政の推 進等に関する法律 (平成14年法律 第151号)第7 条第1項の規定に より同法第6条第 1項に規定する電 子情報処理組織を 使用する方法(総 務省令で定めるも のに限る。以下こ の項において同 じ。)により戸籍電 子証明書提供用識 別符号の発行を行 う場合(当該発行 に係る戸籍電子証 明書の請求が同条 第1項の規定によ り同項に規定する 電子情報処理組織 を使用する方法に より行われた場合 に限る。)における 当該発行及び戸籍 電子証明書提供用 識別符号の発行に 係る戸籍電子証明 書の請求を行う者 が同時に当該戸籍 電子証明書が証明 する事項と同一の	1 件	400	1 戸籍電子 証明書提供 用識別符号 1件とする。				

新				旧			
事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)							
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	1	750		戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1	750	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関	1	450	1 証明事項1件とする。	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関	1	450	1 証明事項1件とする。

新				旧			
する証明書の交付 手数料				する証明書の交付 手数料			
戸籍法第120条1 の3第2項の規定 に基づく除籍電子 証明書提供用識別 符号の発行手数料 (情報通信技術を 活用した行政の推 進等に関する法律 第7条第1項の規 定により同法第6 条第1項に規定す る電子情報処理組 織を使用する方法 により除籍電子証 明書提供用識別符 号の発行を行う場 合(当該発行に係 る除籍電子証明書 の請求が同項の規 定により同項に規 定する電子情報処 理組織を使用する 方法により行われ た場合に限る。)に おける当該発行及 び除籍電子証明書 提供用識別符号の 発行に係る除籍電 子証明書の請求を 行う者が同時に当 該除籍電子証明書 が証明する事項と 同一の事項を証明 する除かれた戸籍 の謄本若しくは抄	1 件	700	1 除籍電子 証明書提供 用識別符号 1件とする。				

新			旧				
本又は除籍証明書 の請求を行う場合 における当該発行 を除く。)							
戸籍法第48条第1 1項（同法第11通 7条において準用 する場合を含む。） の規定に基づく届 出若しくは申請の 受理の証明書の交 付手数料、同法第 48条第2項（同 法第117条にお いて準用する場合 を含む。）若しくは 第126条の規定 に基づく届書その 他町長の受理した 書類に記載した事 項の証明書の交付 手数料又は同法第 120条の6第1 項の規定に基づく 届書等情報の内容 の証明書の交付手 数料	1	350	法務省令で 定める様式 による上質 紙を用いる 場合	戸籍法第48条第1 1項（同法第11通 7条において準用 する場合を含む。） の規定に基づく届 出若しくは申請の 受理の証明書の交 付又は同法第48 条第2項（同法第 117条において 準用する場合を含 む。）若しくは第1 26条の規定に基 づく届書その他町 長の受理した書類 に記載した事項の 証明書の交付手数 料	1	350	法務省令で 定める様式 による上質 紙を用いる 場合
戸籍法第48条第1 2項（同法第11件 7条において準用 する場合を含む。） の規定に基づく届 書その他町長の受 理した書類の閲覧 手数料又は同法第 120条の6第1 項の規定に基づく	1	350	1書類又は 1届書等情 報の内容を 表示したも の1件とす る。	戸籍法第48条第1 2項（同法第11件 7条において準用 する場合を含む。） の規定に基づく届 書その他町長の受 理した書類の閲覧 手数料	1	350	1書類1件 とする。

新				旧			
届書等情報の内容 を表示したものの 閲覧手数料							
土地建物の所在に 関する証明書交付 手数料	略		略	土地建物の所在に 関する証明書交付 手数料	略		略
略	略		略略	略	略		略略

## 改正要旨

### 1 改正の概要

令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）のうち、「本籍地以外での戸籍謄本等の交付（広域交付）」及び「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行」に関する改正規定が令和6年3月1日に施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正され、手数料を徴収する事務及び金額が新たに定められるため、本条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 本籍地以外での戸籍謄本等の交付（広域交付）…改正戸籍法第120条の2

戸籍謄本等の交付請求について、法改正前は、本籍地の市区町村のみに限られていましたが、法改正後は、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口においても可能となるものです。

戸籍謄本等の交付請求ができるのは、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）若しくは直系卑属（子、孫等）の者です。郵送請求や代理請求はできません。

#### (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行…改正戸籍法第120条の3

「戸籍（除籍）電子証明書」は、戸籍（除籍）謄本の電子版のことで、請求者から請求を受けた市区町村は、「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」（行政機関の閲覧用パスワード）を発行します。行政機関への手続きの際、従来、必要だった戸籍（除籍）謄本に代え、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提供することで、添付書類の省略が可能となるものです。

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行請求ができるのは、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属の者です。郵送請求や代理請求はできません。

### 3 手数料の改正 (\*1)

改正後		改正前		改正事項
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額	
戸籍謄本等 広域交付	450円/通	戸籍謄本等	450円/通	「広域交付」の追加
戸籍の記載事項証明書	350円/件	戸籍の記載事項証明書	350円/件	なし
戸籍電子証明書提供用識別符号	400円/件	—	—	新設(*2)
除籍謄本等 広域交付	750円/通	除籍謄本等	750円/通	「広域交付」の追加
除票の記載事項証明書	450円/件	除票の記載事項証明書	450円/件	なし
除籍電子証明書提供用識別符号	700円/件	—	—	新設(*2)
受理証明書、届書等の記載事項証明書 届書等情報の内容の証明書	350円/通 上質紙の場合 1,400円/通	受理証明書、届書等の記載事項証明書	350円/通 上質紙の場合 1,400円/通	「届書等情報の内容の証明書」の追加
届書等の閲覧 届書等情報の内容を表示したものの閲覧	350円/件	届書等の閲覧	350円/件	「届書等情報の内容を表示したものの閲覧」の追加

\*1 戸籍謄本等の手数料の額は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないとされています。

\*2 戸籍(除籍)謄本等の請求者が、当該戸籍(除籍)謄本と同一の戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行を同時に請求する場合は、戸籍(除籍)謄本等の交付手数料のみを徴収し、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行手数料は徴収しません。また、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の請求がマイナポータル(行政手続のオンライン窓口)を通じて行われる場合は、戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号の発行手数料は徴収しません。

### 4 施行期日

この条例は、令和6年3月1日から施行します。